

いわき駅前におけるレンタサイクル導入事業業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1 実施の目的及び事業の位置づけ

(1) 業務目的

本事業は、いわき市における観光振興及び二次交通の機能強化を図るため、いわき駅周辺を起点としたレンタサイクル事業を導入・運営し、その効果と課題を検証することを目的とする。

具体的には、観光客の回遊性向上、滞在時間の延伸、市内消費額の増加を主たる目的とし、併せて二次交通の補完、公共空間の有効活用、環境負荷低減、災害時の活用、及び蓄積データの利活用による施策改善等を目指す。

(2) 背景及び必要性

いわき市は、海・山・温泉・食など多様な観光資源を有する一方、拠点間の移動手段が限定的であり、回遊性向上が課題となっている。

また、公共交通が十分に行き届かないエリアにおける目的地までの最終的な移動手段の確保も喫緊の課題である。

一方、本年7月にはいわき七浜海道を含むふくしま浜通りサイクルルートがナショナルサイクルルート（NCR）の指定を受け、国等によるPRが行われること等による広域的なサイクリング需要の取り込みが期待されるところであり、この機を捉え、本事業によりサイクルツーリズムを強力に推進し、国内外からの誘客及び地域活性化を図ることが求められている。

本事業では、本市観光の主要な入り口であるいわき駅前での事業開始を実施し、その利用状況や課題等を勘案した上で、その後の市内各地への段階的導入を検討するものとし、観光客の利便性向上とともに、市民の日常的な移動手段としての可能性についても慎重に検証を行う。

(3) 事業の位置づけと特徴

本事業は、全国一律型のレンタサイクルとは異なり、いわき市の地域特性、観光動線及び利用者特性に応じた運用を前提とする。

現時点で本格導入や恒常的な事業化を前提とするものではなく、実証実験としての実施結果を踏まえ、今後、いわきスポーツ・サイクルツーリズム推進協議会（以下、「協議会」という。）及び関係機関との協議を経て次年度以降の展開を検討する位置づけとする。

また、本事業は以下の4点を特徴とし、地域実情に即した運用モデルの構築を目指す。

- ① 観光利用を主軸とした検証的導入
- ② 車両管理・点検・回収までを一括して行う一体的な運営体制の構築
- ③ 学校や法人イベント等の団体利用への柔軟な対応
- ④ 実証結果に応じた段階的なサービスエリアの拡張の提案

2 プロポーザル方式の採用理由及び導入効果

本事業の業務委託の実施にあたり、民間事業者の持つ専門的知見やこれまでの業務経験を活かした企画提案をプロポーザル方式により広く求めることで、本事業の実施目的をより効率的・効果的に達成する。

3 委託業務概要

(1) 業務名称	いわき駅前におけるレンタサイクル導入事業業務委託
(2) 業務内容	別紙「いわき駅前におけるレンタサイクル導入事業業務委託仕様書」による

(3) 委託期間	契約締結日から令和9年3月31日まで
(4) 提案上限額	23,150千円（消費税及び地方消費税を含む）
(5) 選定方法	公募型プロポーザル方式

4 参加資格要件

プロポーザル参加者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 日本国内において、レンタサイクル事業（複数のサイクルポートで相互に貸出及び返却が可能な自転車貸出事業を指す。）を継続して1年以上実施した実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないものであること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、競争入札への参加を排除されていない者であること。
- (4) 公募開始の日から審査結果通知の日までの間のいずれの日においても、いわき市工事等に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等の基準に関する要綱（昭和52年3月28日制定）に基づく入札参加者選定基準による指名排除措置（以下「指名排除措置」という。）を受けていないこと及びいわき市競争入札有資格者指名停止等措置要綱（平成28年3月30日制定）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しないこと。
- (8) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに本市に納めるべき市税を滞納していないこと。
- (9) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者ではないこと。

5 プロポーザル等の日程

実施内容	実施期間または期限
(1) 募集開始、市公式ホームページ掲載開始、質問受付開始	令和8年10月14日（水）
(2) 参加申込受付開始	令和8年10月19日（月）
(3) 質問受付期間	令和8年10月14日（水）～ 10月21日（水）
(4) 質問最終回答	令和8年10月26日（月）
(5) 参加表明書提出期限	令和8年10月27日（火）
(6) 参加資格審査結果通知	令和8年10月30日（金）
(7) 企画提案書提出期限	令和8年11月19日（木）
(8) プレゼンテーション審査	令和8年11月25日（水）
(9) 審査結果通知	令和8年11月30日（月）（予定）
(10) 契約締結	令和8年12月上旬ごろ

(参考) 事業開始	令和9年1月
-----------	--------

※ 受付等は、土・日曜日・祝日は行わない。

6 参加表明書について

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を表明するにあたり、次の書類を提出すること。

NO	書類名	様式番号	提出期限 (必着)
1	参加表明書	様式1	10月27日(火)
2	会社概要書	様式2	
3	会社業務実績表	様式3	
4	同意書	様式4	
5	配置予定職員・技術者調書	様式5	
6	商業登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)		
7	財務諸表 (貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書)		
8	国税の納税証明書		
9	いわき市税の納税証明書 (市内に事業所等がある場合のみ)		

※ 財務諸表については、直近のものであること。

※ 納税証明書については、本年8月28日(金)以降に発行されたものであること。

※ 令和8年度いわき市入札参加有資格者名簿に登録されている者は、様式4及びNO7からNO9を省略することができる。

※ 共同企業体による参加の場合には、次の点について留意すること。

- ・ 共同企業体を構成する者全員が、参加資格要件を満たすこと。(共同企業体の各構成員は、本プロポーザルに参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員となることはできない。)
- ・ 共同企業体を構成する者全員が、実施要領に示す提出書類を提出すること。('様式1：参加表明書'を除く。)
- ・ 代表となる事業者は、「様式1－2：参加表明書(共同企業体)」及び「共同企業体協定書の写し(任意様式)」を提出すること。

※ 必要書類の提出後に記載事項と添付書類に相違があり、参加資格を有していないことが判明した場合には、参加資格を無効とする。

(2) 提出書類の配布方法

参加表明書等の様式は、市公式ホームページからダウンロードすること。

URL「<https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1791176471443/index.html>」

(3) 提出方法及び提出部数

提出書類は押印の上、持参又は郵送(提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。)による提出とする。

提出部数は2部(正本及び副本)とする。

参加表明書の提出後、本プロポーザルを辞退する場合には、押印の上、辞退届(様式9)を持参、郵送にて提出するとともに、その旨を電話により報告するものとする。

※ 共同企業体による参加を辞退する場合、代表事業者は、「様式9－2：辞退届(共同企業体)」を提出すること。

- (4) 提出期限
令和8年10月27日（火）必着
 ※ 持参の場合、受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (5) 提出先
 「13 問い合わせ先」のとおり。
- (6) 審査結果の通知
 参加希望者から提出された書類について、協議会で参加資格の審査を行い、その結果を、全ての参加希望者に対し電子メール及び書面により通知する。

7 企画提案書について

- (1) 提出書類
 参加資格審査を通過した者のみが、企画提案書を提出することができるものとし、提出期限までに、次の書類を提出すること。

企画提案書	様式6：企画提案書
	様式7：見積書
	添付5：実施方針、業務フロー、工程表、企画提案説明資料

- ※ 添付資料の様式は、任意とする。
- ※ 企画提案書は、次のとおりとする。
 用紙サイズ：A4版用紙（縦横は問わない。）
 文字方向：横書き（図表等に含まれる文字を除く。）
 印刷方法：両面、左綴じ、カラー印刷
 文字ポイント：10.5ポイント以上とする。
 ページ番号：表紙及び目次を除き、ページ番号を付すること。
 なお、審査の公平性を保つ観点から、説明資料等において提案者の名称が特定できるような表現は使用しないこと。
- (2) 提出方法及び提出部数
 提出書類は押印の上、持参又は郵送（提出期限内に必着とし、配達完了が確認できる書類郵便等に限る。）による提出とし、併せて電子データでも提出をすること。
 提出部数は6部（正本1部、副本5部）とする。
 本プロポーザルを辞退する場合には、押印の上、辞退届（様式9）を持参、郵送で提出するとともに、その旨を電話により報告するものとする。
 ※ 共同企業体による参加を辞退する場合、代表事業者は、「様式9－2：辞退届（共同企業体）」を提出すること。

- (3) 提出期限
令和8年11月19日（木）必着
 ※ 持参の場合、受付時間は土・日曜日・祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。
- (4) 提出先
 「13 問い合わせ先」のとおり。

8 質問書の提出及び回答

本プロポーザルに関する質問は、令和8年10月21日（水）午後5時までに問い合わせ先へ持参、電子メール又はFAXにて質問書（様式8）を提出することにより行う。（電子メール又はFAXの場合は、必ず電話にて受理確認を行うこと。）
 質問に対する回答は、質問内容と合わせて、いわき市公式ホームページで随時公表する。その際、質問者名は公表しない。

なお、受付期間を過ぎた質問については、いかなる理由があっても回答しない。また、質問内容が本プロポーザルによる契約候補者選定を公平に保つことができないと協議会が判断した場合も同様に回答しない。

9 企画提案の審査・選定

(1) 審査委員会の設置

企画提案書等の審査及び評価は、本協議会が設置する、いわき駅前におけるレンタサイクル導入事業業務委託公募型プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）において、実施するものとする。

(2) 審査の観点

各提案者から提出された企画提案書等を審査基準に基づき審査し、審査における最低基準点（提案内容評価点の6割）以上の評価点を得たもののうち、総合的な評価が最も高い提案者を「最優秀提案者（契約候補者）」として選定し、次いで評価の高いものを「次点」として選定する。

また、評価点の合計が同点の場合は、審査委員会の多数決により選定する。

なお、提案者が1者の場合であっても当該審査は実施することとし、審査における最低基準点以上の評価点を得た場合は、その提案者を契約候補者として選定する。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書を提出した者を対象に、当該者によるプレゼンテーション及び当該者へのヒアリングを実施する。

詳細は後日、各提案者へ連絡する。

① 開催日

令和8年11月25日（水）（予定）（詳細は別途通知）

② 審査体制

審査は、審査委員会が行う。

③ 実施方法

ア プレゼンテーションは、企画提案書の説明と表現を補足するための追加説明とし、その後、審査委員会の委員によるヒアリング（質疑応答）を実施する。

イ 実施時間は、1事業者につき30分程度とし、説明時間を20分程度、ヒアリング（質疑応答）を10分程度とする。

なお、実施時間については変更する場合があるが、その際は各提案者へ連絡する。

ウ プレゼンテーションの内容は、事前に提出した提案書に基づくものとし、新たな内容の資料提示は認めない。

エ 説明時に、提案者の名称が特定できるような表現及び対応はしないこと。

(4) 審査項目及び基準

審査項目及び審査基準は次のとおりとする。

評価項目	評価内容
業務実績	(1) 類似及び関連する業務の実績はあるか。
運営設備・器材	(1) いわき市の実情を踏まえた車種の提案があるか。 (2) 自転車、GPS 端末、駐輪機器等の点検・メンテナンス体制及び車両更新頻度は十分か。
安全対策・啓発	(1) 利用客に対し、ヘルメット着用の促進策や交通法規を守る意識を高めるための独自の取組はあるか。 (2) 事故・トラブル発生時の連絡体制及び、保険等の補償内容が充実しているか。
運営能力・利便性	(1) スマートフォン等で即座に利用開始できる簡便なシステムを前提としつつ、様々な客層や団体利用に対応可能な予約体制が整っているか。 (2) 団体利用やキャッシュレス決済が困難な利用者の場合、窓口での現金払い、事前請求書払いなど、多様な支払ニーズに対応

	できるか。
団体利用・機動力	(1) 団体利用に対し、指定場所への車両配送・回収を確実に行うことができるか。
	(2) 団体利用に対し、専門スタッフによる有人での安全説明、サドル調整等のフィッティング対応が可能か。
	(3) 市内の観光イベントや、地域の催事と連動した柔軟なスタッフ派遣・運営の提案があるか。
	(4) 臨時イベント等の開催時において、50 台程度の同時貸出に対応できる体制を有するか。
実施方針・活用	(1) いわき市の観光課題を理解し、目的達成のための適切な運営方針が示されているか。
	(2) G P Sを活用し、有意義な移動データ分析や事業提案を行う能力があるか。
見積金額	(1) 事業の積算に係る単価や経費が妥当なもので、提案内容と整合がとれているか。

(5) 結果通知

本プロポーザルの審査結果は、令和 8 年 11 月 30 日（月）（予定）に全ての提案者に対し電子メールで送付した後、書面により通知する。また、いわき市公式ホームページにて「最優秀提案者（契約候補者）」と「次点」を評価点とともに公表する。

10 契約の締結

契約の締結にあたっては、次により行うこととする。

(1) 契約の締結方法

本協議会と最優秀提案者（契約候補者）との間で、提出された企画提案書の記載事項を踏まえた協議を行い、協議が整った場合に、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定される随意契約により、本業務の委託契約を締結する。（この協議によっては、提出された企画提案書の内容等について一部変更する場合がある。）

また、最優秀提案者（契約候補者）と協議が整わない場合にあっては、次点と協議のうえ、契約を締結する。

なお、最優秀提案者及び次点の決定から契約締結までの間に、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項に基づいていわき市から一般競争入札に参加させないことと同等以上の処分を受けた場合又は「4 参加資格要件」に合致しないこととなった場合には、契約を締結しない。

(2) 契約書の作成

契約書は、受託者が 2 部作成し、本協議会及び受託者の双方が各 1 部を保有する。契約金額は、消費税及び地方消費税を内書で記載するものとする。

なお、契約書の作成に要する費用は、全て受託者の負担とし、契約変更についても同様とする。

11 情報公開及び提供

いわき市情報公開条例（以下、「公開条例」という。）に基づき、協議会が市に対して提出した書類について、情報が開示される場合がある。

ただし、個人に関する情報や当該法人等又は個人の事業の運営を不当に害すると認められるものなど公開条例第 7 条各号に該当するものは、開示されないことがある。その他、情報の開示にあたっては、公開条例に従って行われるものとする。

12 留意事項

- (1) 企画提案にあっては、本実施要領及び仕様書を遵守すること。
- (2) 企画提案に関する提出書類の変更、差替え、または再提出は認めない。
- (3) 企画提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。

- (4) 提出された企画提案書等の返却は行わない。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
 - ① 本要領に示す参加資格要件から外れた者が行った企画提案
 - ② 本要領等の記載内容に従わない企画提案
 - ③ 定められた期間及び場所に提出されなかった企画提案
 - ④ 記載すべき事項の全部または一部が記載されていない企画提案
 - ⑤ 虚偽の記載をした企画提案
- (6) 企画提案に関する提出書類の著作権等の取扱いについて、提出書類に含まれる著作物の著作権は提案者に帰属する。ただし、選定結果の公表等において、本協議会が本業務に関して必要と認めるものについては、企画提案書の全部または一部を無償で利用できるものとする。
- (7) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国及び日本国以外の国の法令等に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任の一切は、提案者が負うものとする。
- (8) 企画提案に関し、本協議会が提示する書類及び提示する資料は、本企画提案における提案目的以外の使用、複製、転載を禁止する。
- (9) 提案者が不適切な行動をとった場合及びその疑いが生じた等の場合において、公正に公募型プロポーザルを執行できないと認められるとき、またはその恐れがある場合は、本協議会は当該提案者を企画提案に参加させず、または公募型プロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。また、後日、一連の企画提案手続きにおいて不正な行為が行われていたことが判明した場合は、当該事業者との契約を解除することがある。
なお、不正行為等により、本協議会に何らかの損害を発生させた場合には、損害賠償請求を行うこともある。
- (10) 今後の社会情勢や財政事情の変化、その他不可抗力等により、協議会は事業計画及びスケジュールを変更又は中止する場合がある。このため、選考の過程において前述の事態に至った場合、協議会は提案者に対して一切の責任を負わないものとする。
- (11) 本要領に定めのない事項及び本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地

いわきスポーツ・サイクルツーリズム推進協議会事務局

(いわき市観光文化スポーツ部交流推進課内)

電話 0246-22-7607 F A X 0246-22-1243

電子メールアドレス koryusuishin@city.iwaki.lg.jp

※ 郵送の場合には、配達完了が確認できる書留郵便等に限る。

※ 電子メール又はF A Xの場合には、必ず電話にて受理確認を行うこと。

※ 受付時間は、土・日曜日、祝日を除く、午前9時から正午及び午後1時から午後5時までとする。